

議案第35号

天理市重度心身障害老人等医療費助成条例の一部改正について

天理市重度心身障害老人等医療費助成条例の一部を次のように改正しようとする。

平成30年6月8日提出

天理市長 並 河 健

天理市重度心身障害老人等医療費助成条例の一部を改正する条例

天理市重度心身障害老人等医療費助成条例（平成27年12月天理市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条中「有する」の次に「者であって、」を加え、「。以下「法」という。）第50条に規定する被保険者（法第55条第1項第2号に掲げる入所をしたことにより同項及び同条第2項の規定の適用を受ける被保険者を含む。）を「）の規定による被保険者」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（住所地特例）

第2条の2 前条の規定にかかわらず、同条の要件（第2号を除く。）に該当する者が、奈良県内の他の市町村の区域内に所在する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する障害児入所施設（以下この条において「障害者支援施設等」という。）に入所をしたことにより、天理市から当該他の市町村の区域内に住所を変更した場合は、天理市内に住所を有する者とみなしてこの条例の規定により医療費の助成を受けることができる。継続して2以上の障害者支援施設等に入所をしている者の最初に入所をした障害者支援施設等への入所前の住所が天理市の区域内であった場合についても、同様とする。

第3条中「前条」を「前2条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。